

# 第10次厚木市総合計画基本構想

令和2（2020）年12月

# 目次

序章 .....	1
はじめに .....	2
1 策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の構成と期間 .....	3
(1) 基本構想	
(2) 基本計画	
(3) 実施計画	
策定の背景 .....	4
1 人口・財政・社会環境に関する事項 .....	4
(1) 人口減少社会の到来	
(2) 超高齢社会の進展	
(3) 財政の状況	
(4) 新たな感染症の脅威	
2 まちづくりに関する事項 .....	8
(1) 自然災害への対応	
(2) 経済・産業構造の変化	
(3) 交通環境の変化	
(4) 環境問題への対応	
(5) 社会資本の老朽化	
(6) 広域交通ネットワークの整備	
(7) 市民協働の進展	
(8) SDGs への取組	

基本構想 .....	17
1 将来都市像 .....	18
2 計画期間 .....	18
3 将来の目標人口 .....	18
4 土地利用の方針 .....	19
(1) 持続的に発展し続けるための土地利用	
(2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用	
(3) 安心・安全を実現するための土地利用	
5 将来都市像の実現に向けた <sup>おも</sup> 想い、基本姿勢 .....	20
(1) 私たちが大切にしたい想い	
ア 受け継がれた厚木らしさを大切にします	
イ 互いの存在を大切にします	
ウ 人と人との <sup>きずな</sup> 絆を大切にします	
(2) まちづくりの基本姿勢	
ア 変化を恐れず常にチャレンジします	
イ 想いを一つにし、共に創り出します	
ウ 地域の特性をいかし育てます	
エ まちの礎を将来につなげます	
オ まちづくりを「自分ごと」として捉えます	
6 まちづくりのビジョン .....	23
(1) 命、財産を守り抜くまち	
(2) 支え合い、生き生きと暮らせるまち	
(3) 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち	
(4) 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	
(5) 環境に優しく、自然と共生するまち	
(6) 市民と共に確かな成長を創り出すまち	



# 序 章

# はじめに

## 1 策定の趣旨

本市は、平成21（2009）年に「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市あつぎ」を将来都市像とする第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」を策定し、これまで積極的にまちづくりを進めてきました。

この間、本市では、平成20（2008）年に位置付けた市民協働元年を契機として、平成22（2010）年のセーフコミュニティの認証取得や自治基本条例の制定、平成27（2015）年の市民ふれあい都市宣言など、市民協働によるまちづくりを展開してきたほか、森の里東地区や酒井地区の新たな産業拠点の創出、本厚木駅南口地区や中町第2 - 2地区を始めとした中心市街地の施設整備等、今後のまちづくりを考える上で重要な事業を推進しています。

一方で、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、地震や台風等の自然災害の激甚化、情報通信技術の進展等による経済・産業構造の変化、市民ニーズの高度化・多様化、また、新たな感染症の脅威とそれを契機とした新しい生活様式への移行など、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。

このような変化を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、新たなまちづくりの方向性を定めた第10次厚木市総合計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

第10次厚木市総合計画は、厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体が共に理想とするまちをつくることを目指しています。

また、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

### 3 計画の構成と期間

第10次厚木市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成します。

#### (1) 基本構想

本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりのビジョンを定めます。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間とします。

#### (2) 基本計画

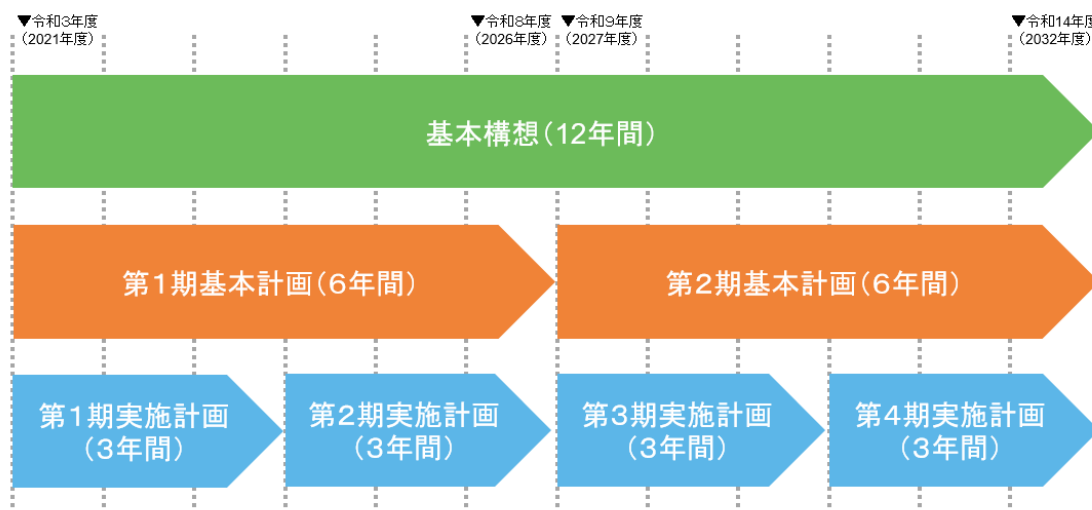
基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき、施策の方針や施策体系を定めます。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の第1期とし、令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの6年間の第2期とします。

#### (3) 実施計画

基本計画で定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めます。

計画期間は、第1期から第4期までの3年ごととします。



## 策定の背景

本市を取り巻く社会・経済環境の変化は、行政運営の様々な分野に大きく影響を及ぼします。まちづくりを進めるに当たって、留意すべき主な事項は次のとおりです。

### 1 人口・財政・社会環境に関する事項

#### (1) 人口減少社会の到来

日本の総人口が減少する中、神奈川県及び本市の人口も今後減少することが見込まれています。また、年少人口（0～14歳）の割合についても全国、神奈川県、本市いずれも減少することが見込まれています。

今後、本格的な人口減少社会の到来や少子化の更なる進展により、地域の担い手等の減少が懸念されています。

人口減少に対する取組と併せて、人口減少による将来への影響を見据えたまちづくりが求められます。

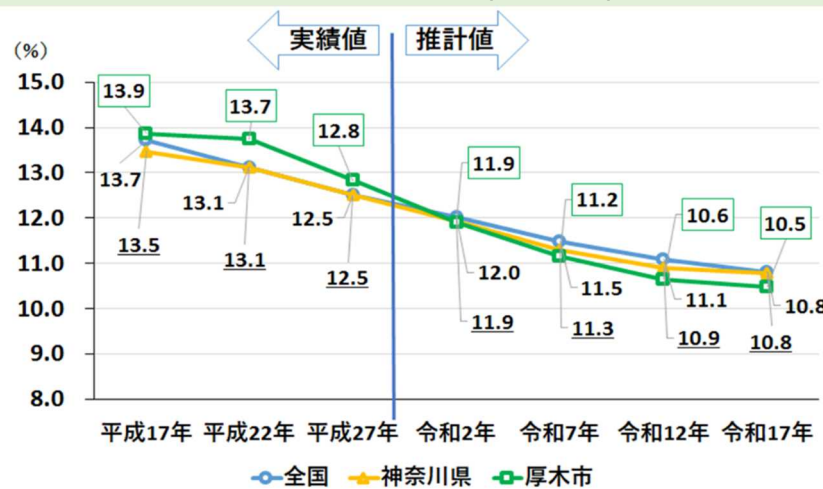
全国・神奈川県・厚木市の人口の推移及び推計（平成27（2015）年を100とした場合の各年の状況）



出典)

- ・実績値（全国・神奈川県）は、総務省「国勢調査」から作成
- ・推計値（全国・神奈川県）は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）」から作成
- ・実績値・推計値（厚木市）は、厚木市作成

全国・神奈川県・厚木市の年少人口（0～14歳）割合の推移及び推計



出典)

- ・実績値（全国）は、総務省「国勢調査」から作成
- ・推計値（全国）は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計）」から作成
- ・実績値・推計値（神奈川県）は、神奈川県「神奈川県将来人口推計・将来世帯推計」（平成30（2018）年12月推計）から作成
- ・実績値・推計値（厚木市）は、厚木市作成

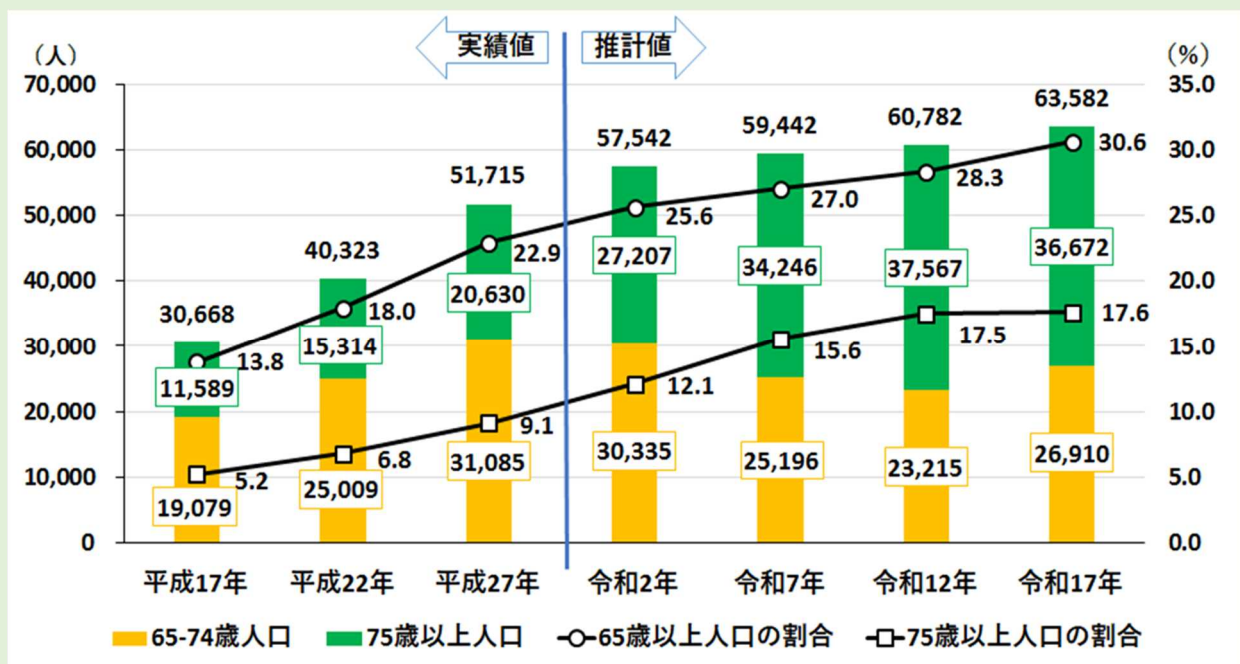


## (2) 超高齢社会の進展

全国規模の急速な高齢化が進む中、本市は既に約4人に1人が65歳以上の超高齢社会<sup>1</sup>に突入し、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年には、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を上回ることが予測され、今後も高齢化が進むだけでなく、高齢者の中でも高い年齢層の割合が高まっています。

こうしたことから、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケア社会の実現に向けた取組がより一層求められます。

厚木市の高齢者人口の推移



出典) 厚木市作成

<sup>1</sup> 超高齢社会：総人口に占める65歳以上の人口の割合（以下、「高齢化率」という。）が21%を超えた社会。高齢化社会（高齢化率が7%を超えた社会）、高齢社会（高齢化率が14%を超えた社会）から更に高齢化が進行した状態を指し、本市においては、平成26（2014）年に超高齢社会を迎えている。

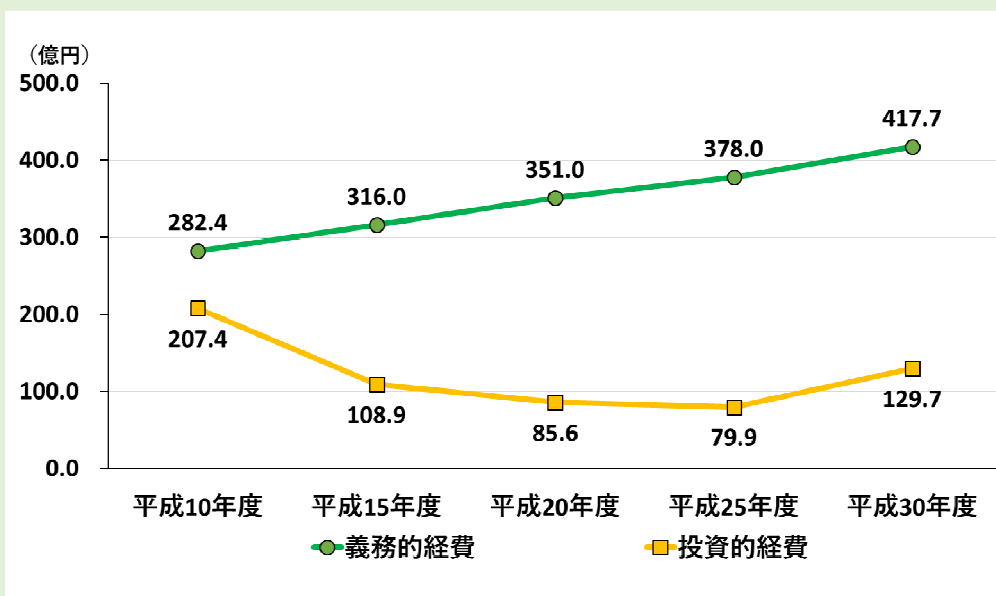
### (3) 財政の状況

我が国の財政は、高齢社会の進展等に伴う社会保障経費の増加などにより、国債に依存している状況にあり、次世代の負担の増加が懸念されています。

本市は、昭和39（1964）年度から普通交付税不交付団体<sup>2</sup>として自主自立した財政運営を維持していますが、国と同様に社会保障経費を始めとする義務的経費<sup>3</sup>が増加傾向にあります。

今後も不交付団体であることが想定される中、引き続き自主自立した財政運営を維持していくため、将来の税収につながる都市基盤整備や適切な公共施設の管理、事業の選択と集中など、更に効率的かつ効果的な行財政運営を図っていくことが求められます。

厚木市の義務的経費と投資的経費の推移<sup>4</sup>



出典) 厚木市「あつぎの財政状況 2019」

2 普通交付税不交付団体：国から普通交付税の交付を受けずに財政運営を行っている地方公共団体のこと。普通交付税は地方交付税の一つで、団体の財源不足額に応じ交付される。

3 義務的経費：歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費のこと。人件費、扶助費、公債費がそれに当たる。

4 投資的経費：道路の新設・改良・学校校舎の新築・増改築など、社会資本の整備に要する経費のこと。

#### (4) 新たな感染症の脅威

令和2（2020）年に世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症は、多くの人々の生命と暮らしに多大な影響を与え、新たな生活様式が求められるなど、私たちの日常生活に変化をもたらしています。このような近年まれに見る脅威が、安心・安全、経済・産業、交通環境、教育、子育て、地域活動、市民協働などの各分野へ与える影響は計り知れないものがあります。

かつて経験したことのない状況の中、これまでの社会の在り方を見直すことが求められており、様々な分野でこれまでと異なる価値観に立った考え方が必要とされます。

誰もが安心して暮らせる持続可能なまちとするために、既成概念にとらわれないまちづくりが求められます。

## 2 まちづくりに関する事項

### (1) 自然災害への対応

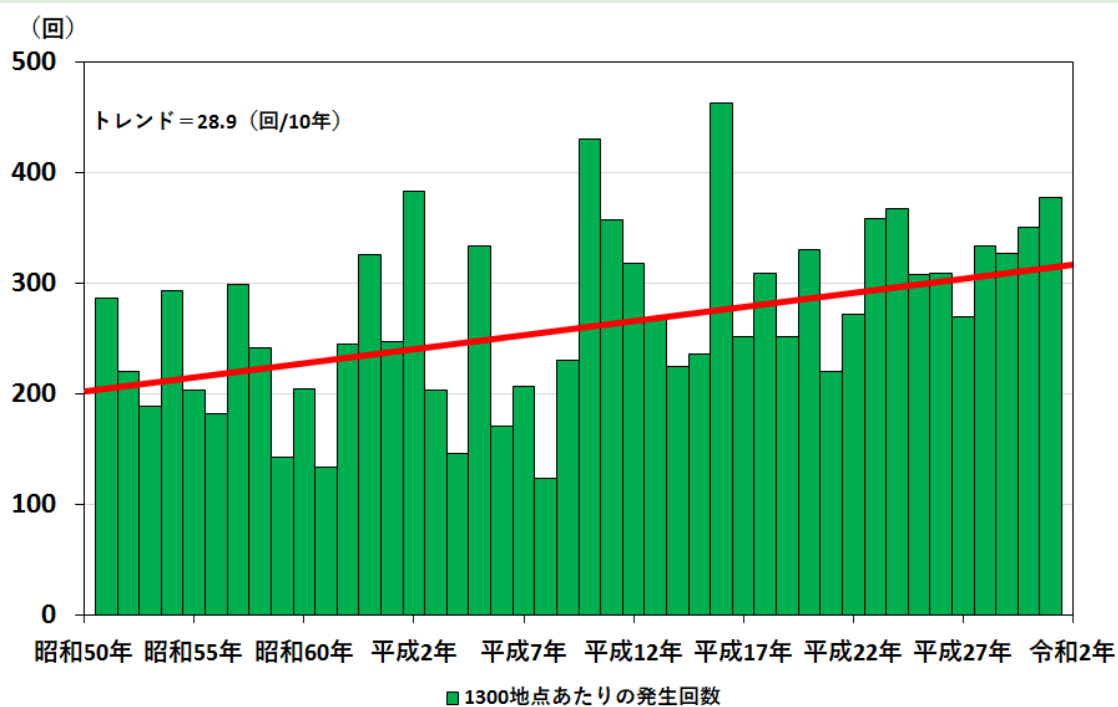
本市では、大規模地震のほか、台風、大雨による風水害等に対応するため、地域防災組織の育成・強化や災害対応力の向上のための取組等を推進してきました。

今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されている都心南部直下地震は、本市を含む首都圏に甚大な被害をもたらすと想定されています。

また、頻発化・激甚化が予測されている台風や局地的集中豪雨による洪水・浸水被害等の発生も懸念されています。

市民の生命と暮らしを守り抜くため、更なる防災・減災対策の強化等に向けた取組が求められます。

全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数（アメダス）



出典) 気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など(極端現象)のこれまでの変化」

注釈) 直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

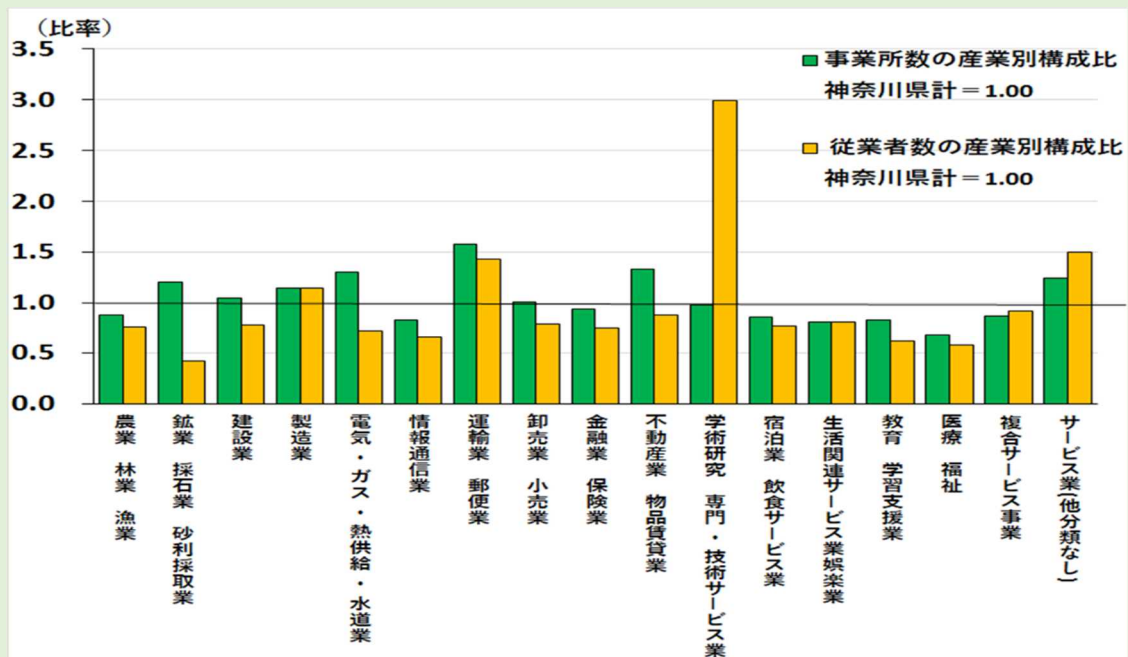
## (2) 経済・産業構造の変化

本市の産業別事業所数・従業者数の構成比を神奈川県と比較すると、事業所数では「運輸業、郵便業」の比率が高く、従業者数では「学術研究、専門・技術サービス業」が非常に高くなっており、本市の産業の特徴といえます。一方、「情報通信業」や「医療、福祉」等は、事業所数、従業者数ともに神奈川県より低くなっています。

近年、急速に進展している情報通信ネットワークの発達やIoT<sup>5</sup>、AI<sup>6</sup>など、第4次産業革命とも呼ばれるイノベーションは、先端技術を活用した生産性の向上等のほか、雇用や働き方への影響、業種の壁が低くなることで産業構造が変わる可能性など、本市の経済・産業構造に大きなインパクトを与えると考えられます。

本格的な人口減少社会の到来による一層の生産年齢人口の減少が見込まれる中、今までにない新たな価値を生み出すSociety5.0<sup>7</sup>の実現に向けた未来技術の活用や、まちの強みをいかした産業振興等、まちの活力の向上がより一層求められます。

神奈川県と厚木市の産業大分類別構成比の比較



出典)平成28(2016)年経済センサス 活動調査から作成 (公務を除く)

- 5 IoT(Internet of Things) : 自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること(総務省情報通信白書)。
- 6 AI(Artificial Intelligence 人工知能) : 人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと(総務省情報通信白書)。
- 7 Society5.0 : サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

### (3) 交通環境の変化

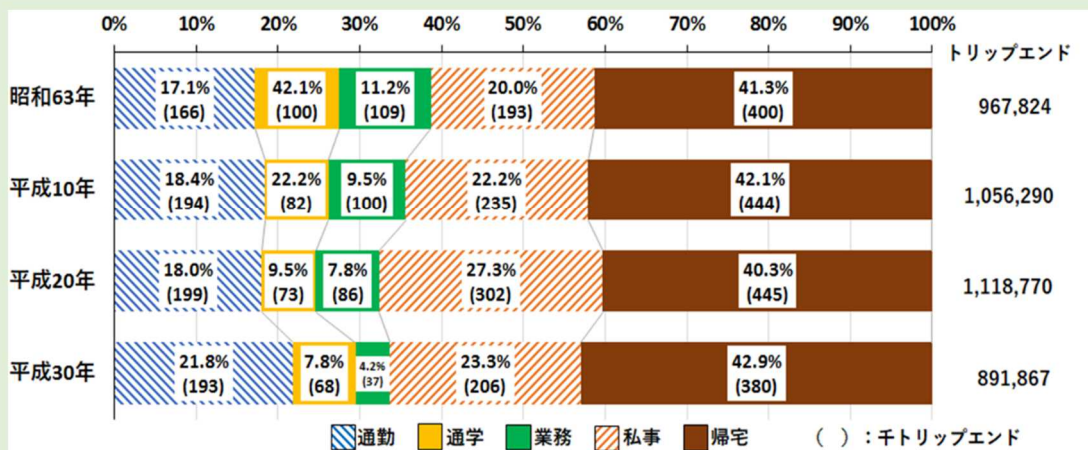
本市では、市民の市内移動の円滑化や企業の活動を支える交通環境の充実にに向けた取組を推進してきました。

こうした中、人口減少社会や働き方改革等により人の移動量が減少し、公共交通においては利用者の減少に伴うサービス水準の低下が懸念されています。

また、自動車の運転に不安を感じる高齢者による運転免許証の返納や、加齢に伴う身体機能の低下による歩行距離の減少など、買物や通院等の日常生活での移動に支障を来す人の増加が見込まれます。

将来にわたって持続可能なまちを実現するため、本市でこれまで培われてきたコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりの更なる充実にに向けた取組のほか、地域の実態に合わせたコミュニティ交通の導入に向けた取組、新しい技術を活用した移動手段の開発など、住み慣れた地域における生活利便性の向上が求められます。

厚木市の人の移動量の変化（移動目的別構成割合の推移）



出典) 各年の東京都市圏パーソントリップ調査を基に作成

厚木市の自動車運転免許証自主返納割合の推移（75歳以上）



出典)  
 ・75歳以上人口は、神奈川県「年齢別人口統計調査」から作成  
 (平成27(2015)年のみ総務省「国勢調査」から作成)  
 ・免許保有者数、自主返納者数は厚木警察署調べ

8 コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり：都市の最も主要な拠点に全てを集約する一極集中を目指すものではなく、居住をバス路線（ネットワーク）沿線に緩やかに誘導（コンパクト）し、居住と生活利便施設の距離を短縮することにより、誰もが快適に移動し、地域で暮らし続け・働き続けることができる都市を目指すもの。

9 パースントリップ調査：人（パーソン）の1日の全ての移動（トリップ）を把握する調査。人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位をトリップといい、トリップエンドは、1つのトリップの出発側と到着側をいう。例えば、自宅と勤務先を往復した場合、自宅から勤務先へ「通勤」としての1トリップと、勤務先から自宅へ「帰宅」としての1トリップとなる。

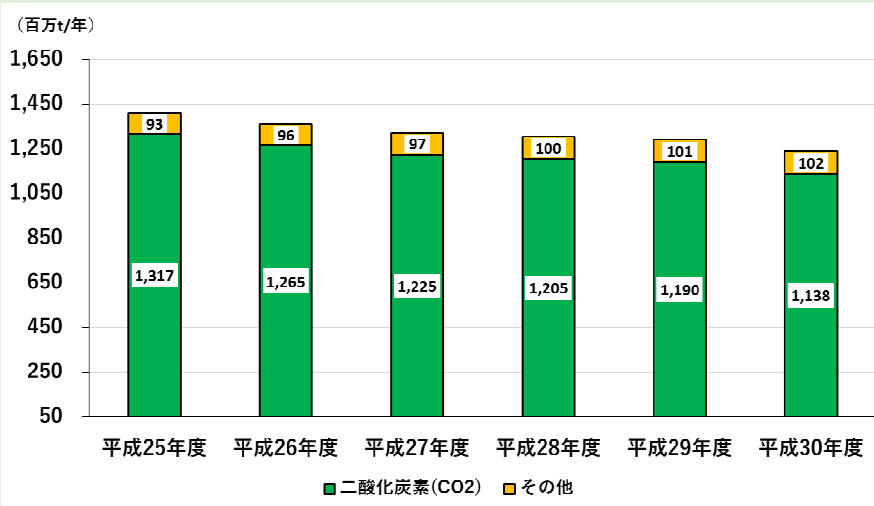
#### (4) 環境問題への対応

本市では、温暖化対策として直接的な効果が期待できる再生可能エネルギーの普及を重点的に推進するとともに、ごみの減量化・資源化の推進、自然環境の保全・活用等の取組を進めてきました。

近年の気象災害の激甚化は、地球温暖化が一因とされ、今や気候危機ともいわれています。地球温暖化を防止するため、脱炭素<sup>10</sup>・循環型社会の実現に向けた取組を一層強化する必要があります。

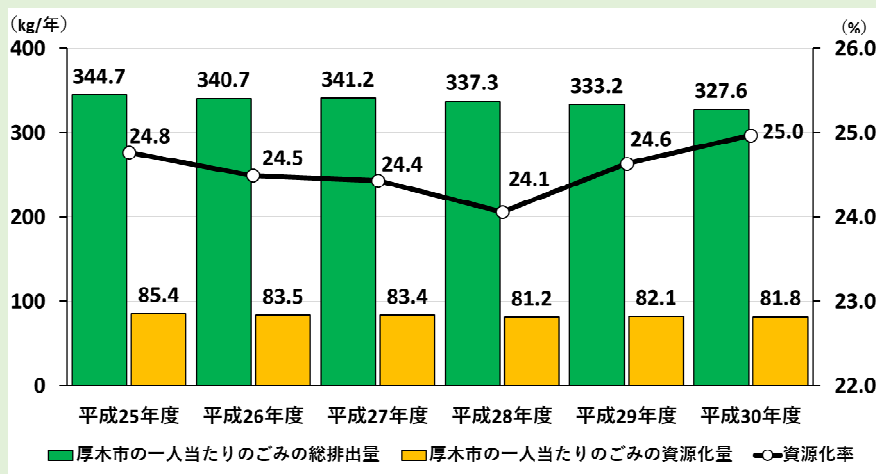
次世代により良い環境を引き継ぐため、環境教育の充実を図るとともに、市民・事業者・行政がこれまで以上に連携を深め環境問題に取り組むことが求められます。

全国の温室効果ガス排出量



出典) 環境省「温室効果ガス排出量」から作成  
 注釈) ・単位は二酸化炭素(CO2)換算した排出量  
 ・「その他」は、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガスの合計

厚木市の一人当たりのごみの総排出量・資源化量、資源化率



出典) 神奈川県「一般廃棄物処理事業の概要」、厚木市「統計あつぎ」から作成

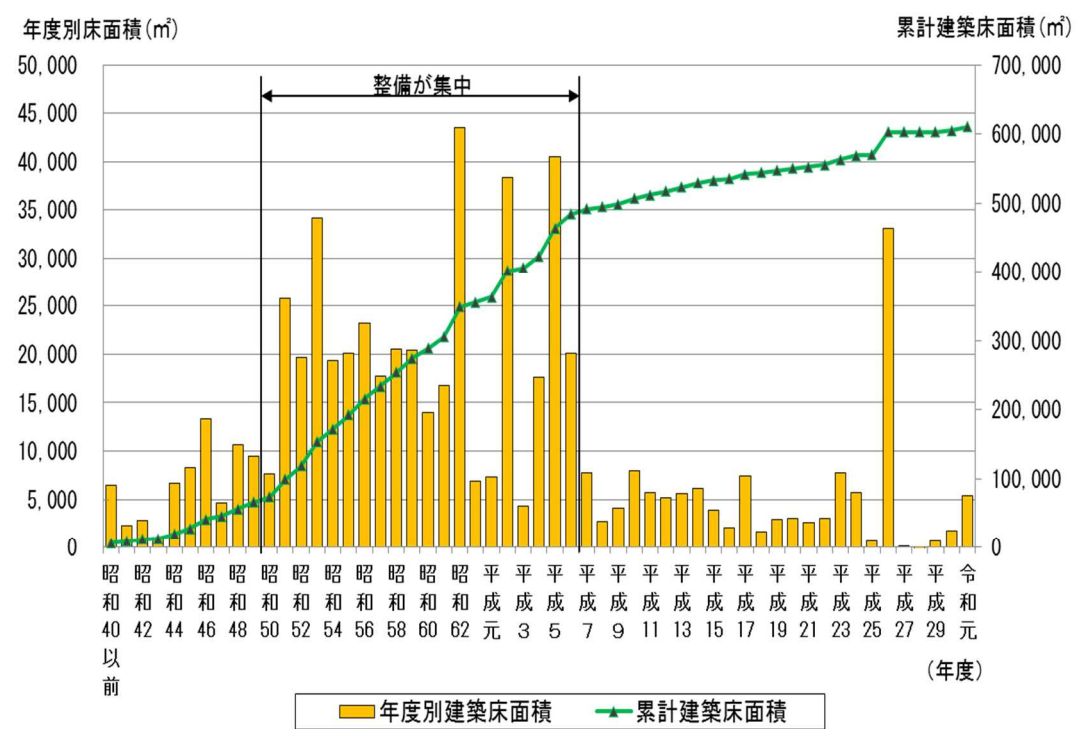
10 脱炭素(社会): 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡が達成された社会のこと。

### (5) 社会資本の老朽化

本市では、適正な公共施設管理に向けて、公共施設最適化基本計画を策定し、本市の行政サービスを支える公共建築物の適正配置の推進や土木インフラの効率的かつ効果的な維持管理の実施など、将来の行政需要を見据えた取組を進めてきました。

人口の急増した昭和50年代を中心に整備された公共施設が、今後一斉に更新時期を迎えることから、持続可能な行財政運営及び良質な行政サービスを次世代に引き継ぐため、引き続き公共施設の計画的な長寿命化と更新に向けた取組が求められます。

厚木市の公共建築物の保有量の推移



出典) 厚木市「厚木市公共施設最適化基本計画」(平成27(2015)年3月)を基に作成



## (6) 広域交通ネットワークの整備

本市には、東名高速道路を始め、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、新東名高速道路など広域的な幹線道路網が整備され、交通の要衝としての優位性をいかした企業誘致や産業拠点の創出等の取組を推進してきました。

現在整備が進められている厚木秦野道路が完成することで、市内に7か所のインターチェンジが配置されることとなり、地域の経済・文化の発展、観光の振興などへの更なる効果が期待されます。

こうした効果を最大限にいかすとともに、広域連携を深める新たな鉄道ネットワークの拡大などを促進し、円滑な広域の移動が可能な公共交通システムの確保を目指すなど、市域を越えた広域的な人やものの交流が仕事やまちの魅力を生み出す、好循環のまちづくりを積極的に進めることが求められます。

神奈川県の高規格幹線道路等の整備状況



出典) 厚木市作成

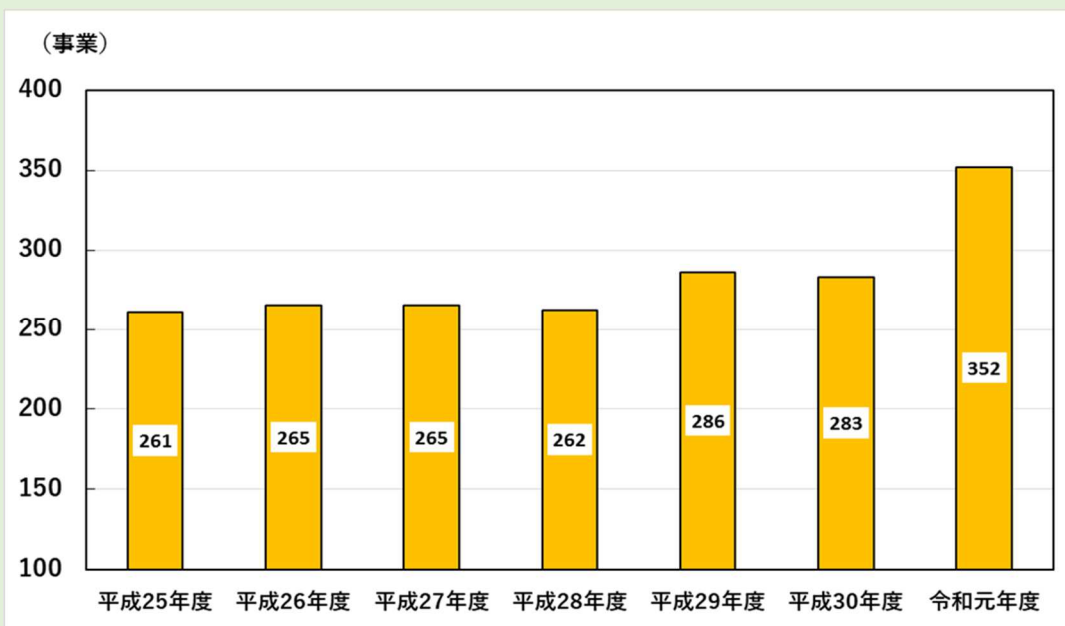
## (7) 市民協働の進展

本市では、自治基本条例、市民参加条例、市民協働推進条例、住民投票条例の制定など、市民が主体となる市政運営や、全ての行政分野に対して、市民協働の理念を踏まえた施策の実施を目的とした市民参加・市民協働の仕組みづくりなどを推進してきました。

市民・事業者・行政が互いの存在を尊重し、得意分野をいかしながら、暮らしの様々な課題を解決するために協力し合う姿勢は、厚木らしい協働のスタイルであり、厚木の発展を支えてきた源です。

住みたい・働きたい・訪れたいと思える魅力あるまちを共に創り出すため、これまで以上に市民・事業者・行政が、まちづくりへの<sup>おも</sup>想いを一つにし、厚木らしい協働による取組の推進が求められます。

市民協働事業の実施事業数<sup>11</sup>



出典) 厚木市作成

11 市民協働事業とは共催、後援、実行委員会など市民協働の手法により実施する事業のこと。

## (8) SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

このSDGsの達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGsの理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。



出典) 国際連合広報センター

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p><b>目標 1〔貧困〕</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>目標 10〔不平等〕</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>目標 2〔飢餓〕</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>目標 11〔持続可能な都市〕</b> 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>目標 3〔保健〕</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>目標 12〔持続可能な消費と生産〕</b> 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>目標 4〔教育〕</b> 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>目標 13〔気候変動〕</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>目標 5〔ジェンダー〕</b> ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標 14〔海洋資源〕</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>目標 6〔水・衛生〕</b> 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>目標 15〔陸上資源〕</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>目標 7〔エネルギー〕</b> 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>目標 16〔平和〕</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>目標 8〔経済成長と雇用〕</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<p>17 パートナースhipで目標を達成しよう</p> 	<p><b>目標 17〔実施手段〕</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>目標 9〔インフラ、産業化、イノベーション〕</b> 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

出典）外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」（平成 29（2017）年 3 月）

# 基本構想

基本構想は、本市が目指す将来都市像とこれを実現するためのまちづくりのビジョンを定めたもので、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最高指針となるものです。

## 1 将来都市像

本市の将来都市像を次のとおり定めます。

『自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ』

<自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる>

自分らしさが輝き、希望と幸せがあふれる社会をつくるため、一人一人の年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、互いを尊重するとともに、人と人とのつながりを深め、支え合うことにより、安心して心地よく暮らし、自らが望む将来に向かって歩むことができるまちを目指します。

<元気なまち あつぎ>

元気な厚木をつくるため、先人が守り育んできた自然環境、文化・伝統、高い産業集積度、交通の要衝という魅力ある資源を最大限にいかし、社会環境に的確に対応しながら、将来にわたって、活気にあふれたまちを目指します。

## 2 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間とします。

## 3 将来の目標人口

本格的な人口減少社会の到来により、本市の人口が今後減少することが見込まれています。急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐための取組を始め、総合的かつ計画的にまちづくりを進めることで、令和14（2032）年の人口を220,000人とすることを目指します。

## 4 土地利用の方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、県央地域における拠点都市として発展を遂げてきました。

今後、人口減少・少子高齢社会の更なる進展のほか、発生が懸念されている都心南部直下地震や激甚化する気象災害など、様々な課題への対応が求められています。

土地利用については、都市的<sup>12</sup>土地利用と自然的<sup>13</sup>土地利用のバランスを図りながら、次の視点で計画的に進めます。

### <土地利用の視点>

#### (1) 持続的に発展し続けるための土地利用

市内の広域をカバーするバス路線をいかした、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりの更なる充実を図り、誰もが快適に暮らすことができる生活空間を創造するとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、新たな産業の創出や広域的な交流による都市活力の活性化を図るなど、地域の個性や魅力をいかしながら、持続的に発展し続けるための土地利用を進めます。

#### (2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用

市民の生活に潤いとゆとりを与え、多様な生物が生息する本市の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくとともに、農地の適正管理と保全を図ります。また、農地が有する多様な機能を活用し、豊かな自然と生活空間が調和した土地利用を進めます。

#### (3) 安心・安全を実現するための土地利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進に向け、災害リスクを考慮した土地利用を進めます。

12 都市的土地利用：住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用のこと。

13 自然的土地利用：農地に加え、自然環境の保全のために維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用のこと。

## 5 将来都市像の実現に向けた<sup>おも</sup>思い、基本姿勢

私たちは、将来都市像の実現に向け、大切にしたい思いと、その思いに基づいた基本姿勢を共有し、まちづくりに取り組みます。

### (1) 私たちが大切にしたい思い

将来都市像を実現するためには、市民・事業者・行政が大切にしたい思いを共有することが重要です。

私たちが大切にしたい思いは、一人一人が生き生きと暮らし、活動する中で「これまでも、そしてこれからも守り、育みたい」ものであり、その思いが幾重にも重なることで、いつまでも厚木のまちが輝き続けます。

#### ア 受け継がれた厚木らしさを大切にします

今ある私たちの暮らしやまちの景色、地域に根差す様々な文化や伝統は、先人が協働により築き上げてきたかけがえのない厚木らしさです。

私たちは、一人一人が明日を見据え、受け継がれた厚木らしさを将来につなげていくことを大切にします。

#### イ 互いの存在を大切にします

一人一人の違いを理解し、受け入れ合うことによって、まちづくりを推進する力を最大限に発揮することができます。

私たちは、年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、一人一人が互いの存在を尊重し合うことを大切にします。

#### ウ 人と人との<sup>きずな</sup>絆を大切にします

人と人とのつながりは、誰もが安心して幸せに暮らすことができるまちを支える土台であり、より暮らしやすいまちにするための新しいアイデアが生まれる源です。

私たちは、一人一人がつながり、協力し合い、暮らしの様々な場面で支え合うことを大切にします。



## (2) まちづくりの基本姿勢

将来都市像を実現するためには、市民・事業者・行政が「私たちが大切にしたい<sup>まち</sup>想い」を抱きながら、共通の姿勢を持ってまちづくりを進めていくことが重要です。

### ア 変化を恐れず常にチャレンジします

従来から培ってきた考え方や方策を尊重しながら、変化し続ける環境に順応し、創意工夫を行うことで、新しい未来を切り拓<sup>ひら</sup>いていくことができます。

私たちは、絶え間なく変化する社会へ柔軟に対応し、創造性を持って常にチャレンジします。

### イ 想いを一つにし、共に創り出します

市民・事業者・行政が、それぞれの強みや特徴を寄せ合うことで、まちを動かす大きな力を生み出すことができます。

私たちは、一人一人の存在を大切にしながら、これまで以上にまちへの想いを一つにし、新たな価値を共に創り出します。

### ウ 地域の特性をいかし育てます

地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然、人と人とのつながりは、歴史が培ってきた特性であり、その特性をいかした地域づくりを行うことで、地域への愛着や市民の<sup>きずな</sup>絆を更に深めることができます。

私たちは、地域の魅力ある特性を改めて認識し、積極的にいかし育てます。

### エ まちの礎を将来につなげます

自然との共生を図りながら厚木の発展を支えてきたまちの礎は、先人が築き上げてきた財産であり、新たな価値を積み上げることで、世界に誇れるまちを実現することができます。

私たちは、受け継いできた礎を確実に将来へつなげていきます。

オ まちづくりを「自分ごと」として捉えます

自分たちの考えや行動がまちの未来につながっていることを認識し、まちづくりへ積極的に参加することで、より希望と幸せがあふれるまちにすることができます。

私たちは、まちづくりを「自分ごと」として捉え、行動します。

## 6 まちづくりのビジョン

将来都市像の実現に向け、六つのまちづくりのビジョンにより、まちづくりの方向性を定めます。

市民・事業者・行政は協働して、このビジョンに沿って行動します。

また、行政は率先して、このビジョンを達成するための施策を展開し、その進行管理を行います。

### (1) 命、財産を守り抜くまち

将来都市像を実現するためには、災害や犯罪などにより自らの生命や財産が脅かされることなく、安心・安全に暮らせるまちとすることが必要です。

都心南部直下地震や超大型台風、局地的集中豪雨の発生が懸念されている中、災害による被害を最小限にとどめるため、災害に対する社会基盤の強靱化を図り、防災・減災のまちづくりを推進します。

また、新たな感染症への脅威に対し、市民・事業者・行政が協働して感染の予防と拡大防止に取り組みます。

さらに、事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できるという理念の下、市民協働でセーフコミュニティを推進します。

### (2) 支え合い、生き生きと暮らせるまち

将来都市像を実現するためには、地域の中で支え合いながら、自分らしく生き生きと活動でき、誰もが幸せに暮らせるまちとすることが必要です。

誰もが生涯にわたって幸せと安心感を得られるために、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケア社会の実現を目指します。

また、子育て家庭が子育ての誇りと喜びを実感できるよう、安心して笑顔で子育てができる環境を整備するとともに、市民・事業者と協働し、地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりを推進します。

さらに、心身ともに健やかな暮らしを実現するため、予防医療を含めた健康づくりを推進するとともに、多様性を尊重し、自分らしく活躍できる環境の充実を図ります。

(3) 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち

将来都市像を実現するためには、社会の中で自らの夢や希望を持ち、自己実現に向け、前向きに取り組めるまちとすることが必要です。

未来を担う子どもたちが、伸び伸びと健やかに育つことができるよう、子どもたち一人一人の感性や特長を伸ばし、夢や希望がかなえられるまちづくりを推進します。

また、誰もが自由に学び、自己実現ができるよう、生涯学習を推進するとともに、文化芸術やスポーツを身近に親しめる環境の充実を図ります。

(4) 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち

将来都市像を実現するためには、個性と意欲にあふれ、活力を感じる魅力あふれたまちとすることが必要です。

市民の暮らしとまちを支える産業のまちづくりのため、地域特性をいかした産業集積、農林業を推進するとともに、誰もが働きやすい環境の向上を図り、人・企業にとって魅力のあるまちを創造し、商工業の活性化に取り組めます。

また、交通の要衝としての優位性をより一層いかすため、道路・交通体系の最適化を図り、誰もが快適に移動しやすい環境を整備します。

さらに、活気にあふれたまちをつくるため、地域の資源を積極的に活用するとともに、新たな観光資源を創出することにより、四季を通してにぎわいと魅力のあるまちづくりを推進します。

(5) 環境に優しく、自然と共生するまち

将来都市像を実現するためには、先人から受け継いだ自然の恵みをいつまでも享受できるよう、潤いに囲まれながら生活できるまちとすることが必要です。

里山・緑地・農地の保全と利活用を図り、緑豊かな美しい環境や良好な河川環境の整備に取り組み、生物多様性が保全され、自然と調和のとれたまちづくりを推進します。

また、地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、循環型社会の形成を図るため、ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進します。

(6) 市民と共に確かな成長を創り出すまち

将来都市像を実現するためには、市民・事業者・行政がこれまで以上に連携を深め、まちづくりを「自分ごと」として捉え、積極的に行動できるまちとすることが必要です。

市民参加・市民協働のまちづくりを推進するため、誰もがまちづくりの主役になれる環境を整備し、市民力の一層の向上に取り組みます。

また、市民一人一人が必要とする情報を、正確かつ効果的に届けられるよう、行政情報の発信力の強化や内容の充実を図ります。

さらに、広域的な課題に対応するための都市間連携の強化を図るほか、効果的な行財政改革への取組や、適切な現状把握から導き出される課題に対応した施策を実行する「根拠に基づいた政策立案」を図るなど、質の高い行政サービスの提供を行うことで、市民・事業者に信頼される行政運営を推進します。

